

(第1条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いた金額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いた金額とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

別表第1(第4条関係) (別紙のとおり)	別表第1(第4条関係) (別紙のとおり)
別表第2(第4条関係) (別紙のとおり)	別表第2(第4条関係) (別紙のとおり)
～略～	～略～

(第2条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額
(2) (略)	(2) (略)
3～5 (略)	3～5 (略)
～略～	～略～

(第3条関係)寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を

適用する。

号給	給料月額(円)
1	374,000
(略)	

2～5 (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3・4 (略)

～略～

適用する。

号給	給料月額(円)
1	375,000
(略)	

2～5 (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

3・4 (略)

～略～

(第4条関係)寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「 <u>、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u> 」と、給与条例第16条第3項中「 <u>管理職手当を支給される職員</u> 」とあるのは、「 <u>管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成</u>	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「 <u>、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u> 」と、給与条例第16条第3項中「 <u>管理職手当を支給される職員</u> 」とあるのは、「 <u>管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成</u>

<p>26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
---	---

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定(寒川町一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第2条及び第18条の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(給与の内払)</u></p> <p>3 <u>改正後の給与条例の規定を適用する場 合においては、第1条の規定による改正 前の給与条例の規定に基づいて支給さ れた給与は、改正後の給与条例の規定に よる給与の内払とみなす。</u></p>